

【 精神科訪問看護ご利用料金表 】 (2026年6月1日改定実施版)

※下記の料金を保険証の負担割合によってお支払いいただくことになります。

基本料金内訳		単位	料金	1割	2割	3割
基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	同一日に1人	週3日まで(30分以上)	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
		週3日まで(30分未満)	¥4,250	¥430	¥850	¥1,280
		週4日以降(30分以上)	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970
		週4日以降(30分未満)	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
基本療養費(Ⅲ) (1日につき)	同一日以上に2人又は3	週3日まで(30分以上)	¥2,780	¥280	¥560	¥830
		週3日まで(30分未満)	¥2,130	¥210	¥430	¥640
		週4日以降(30分以上)	¥3,280	¥330	¥660	¥980
		週4日以降(30分未満)	¥2,550	¥260	¥510	¥770
基本療養費(Ⅳ)		外泊日(1回につき)	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費	強化型1	月の1日目	¥13,760	¥1,380	¥2,760	¥4,130
	強化型2	月の1日目	¥10,460	¥1,050	¥2,100	¥3,140
	強化型3	月の1日目	¥9,030	¥900	¥1,810	¥2,710
	強化型4	月の1日目	¥9,030	¥900	¥1,810	¥2,710
	上記以外	月の1日目	¥7,710	¥770	¥1,540	¥2,310
			月の2日目以降	¥3,010	¥300	¥600
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		月に1回	¥1,830	¥180	¥370	¥550
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)[イ～]			¥40～¥1,040			
訪問看護物価対応料1		イ 月の1日目	¥60	¥6	¥12	¥18
		ロ 月の2日目以降	¥20	¥2	¥4	¥6

加算料金内訳	単位	料金	1割	2割	3割	確認	日付	
24時間対応体制加算	1月につき	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040			
特別管理加算Ⅰ	1月につき	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500			
特別管理加算Ⅱ	1月につき	¥2,500	¥250	¥500	¥750			
専門管理加算	1月につき	¥2,500	¥250	¥500	¥750			
精神科複数回訪問加算	1日につき ※2回/1日訪問	同一建物内1人又は2人 ¥4,500	¥450	¥900	¥1,350			
		同一建物内3人以上9人以下 ¥4,000	¥400	¥800	¥1,200			
	1日につき ※3回以上/1日訪問	同一建物内1人又は2人 ¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400			
		同一建物内3人以上9人以下 ¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160			
早期・夜間訪問看護加算	1日につき(同一建物2人以下)	¥2,100	¥210	¥420	¥630			
深夜訪問看護加算	1日につき(同一建物2人以下)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260			
長時間訪問看護加算	週1回 <small>厚生労働大臣が定めた者は週3回限度</small>	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560			
退院時共同指導加算	退院時に1回 <small>※特定の疾病に関しては2回</small>	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400			
退院支援指導加算	退院時に1回	90分未満	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800		
		90分以上	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520		
特別管理指導加算	退院時に1回	¥2,000	¥200	¥400	¥600			
緊急訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	¥2,650	¥270	¥530	¥800			
緊急訪問看護加算	1日につき(月15日目以降)	¥2,000	¥200	¥400	¥600			

加算料金内訳	単位		料金	1割	2割	3割	確認	日付
複数名訪問看護加算	1日 1回	看護師又は 作業療法士 と同行	同一建物内1人又は2人 ¥4,500	¥450	¥900	¥1,350		
			同一建物内3人以上 ¥4,000	¥400	¥800	¥1,200		
	1日 2回	看護師又は 作業療法士 と同行	同一建物内1人又は2人 ¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700		
			同一建物内3人以上9人以下 ¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430		
	1日 3回以上	看護師又は 作業療法士 と同行	同一建物内1人又は2人 ¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350		
			同一建物内3人以上9人以下 ¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900		
看護補助者又は 精神保健福祉士と同行		同一建物内1人又は2人 ¥3,000	¥300	¥600	¥900			
		同一建物内3人以上9人以下 ¥2,700	¥270	¥540	¥810			
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月に2回まで		¥2,000	¥200	¥400	¥600		
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1月につき		¥1,500	¥150	¥300	¥450		
重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイ を算定している者		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520		
	精神科在宅患者支援管理料2のロ を算定している者		¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740		
看護・介護職員連携強化加算	1月につき		¥2,500	¥250	¥500	¥750		
訪問看護医療DX情報活用加算	月に1回		¥50	¥10	¥10	¥20		
他事業所の専門性の高い看護師 による同行訪問	1月につき		¥12,850	¥1,290	¥2,570	¥3,860		
在宅患者連携指導加算	月に1回		¥3,000	¥300	¥600	¥900		
訪問看護医療情報連携加算	月に1回		¥1,000	¥100	¥200	¥300		
訪問看護遠隔診療補助料	1日につき		¥2,650	¥270	¥530	¥800		

ターミナルケア療養費1	在宅又は特別養護老人ホームで 死亡した場合	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500		
ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で看取りの介護加算 を算定している場合	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000		

《交通費・キャンセル料・時間外料金・その他》

《交通費》			《時間外料金・その他》			
地域	単位	料金	種類	内容	単位	金額
松田町・山北町 開成町・中井町 小田原市の一部 南足柄市 大井町	1回ごとに	200円(税込)	休日(日曜日)料金 年末・年始	休日等の場合は右記料金が 加算となります。	1日につき	2,750円
			訪問時間延長料金			
その他の 地域		1km/100円 (税込)	永眠時の処置料等(税込)			22,000円
キャンセル料			サービス利用日の当日にキャンセルされた場合 (ご利用者様の容態の急変やむを得ない事情がある場合を除く)			1,100円

★表の料金はあくまでも目安となります。状況・その他加算に応じて料金は多少異なります。

★休日料金・訪問時間延長料金につきましては、非課税となります。

★領収書は確定申告の対象となりますので大切に保管してください。

医療法人社団 三喜会

鶴巻訪問看護ステーションあしがら

電話 0465-83-8200

【 料金表の項目に関する説明 】

訪問看護管理療養費

※ 以下のいずれかに該当し厚生労働大臣に届け出た場合に算定させていただきます。

強化型1. 常勤看護師が7人以上で在籍し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様が月10人以上で

ターミナルケア加算の算定が年20回以上の事業所。

強化型2. 常勤看護師が5人以上で在籍し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様が月7人以上で

ターミナルケア加算の算定が年15回以上の事業所。

強化型3. 常勤看護師が4人以上で在籍し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様が月10人以上の事業所。

強化型4. 常勤看護師が4人以上で在籍し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様。重点的支援を

要する精神障害を持つ利用者様。行政機関等が関与する利用者様。

上記以外、上記1～4に該当しない場合若しくは届け出していない事業所。

24時間対応体制加算

※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制、(緊急時訪問看護を行う体制)にありかつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事業所が算定させていただきます。

特別管理加算(Ⅰ)

※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算(Ⅱ)

※ 在宅自己腹膜灌流管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている方。

※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方。

※ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方。

真皮を越える褥瘡の方。

専門管理加算

※ 専門の研修を受けた看護師、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に月1回算定させていただきます。

精神科複数回訪問加算

※ 精神科在宅患者支援管理料1又は2を算定する方であって、その主治医の指示に基づき、1日2回又は3回以上の訪問を実施した場合に算定させていただきます。

早朝・夜間訪問看護加算

※ 早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)帯の訪問は、1日1回を限度に算定させていただきます。

深夜訪問看護加算

※ 深夜(22:00～6:00)の訪問は、1日1回を限度に算定させていただきます。

退院時共同指導加算

※ 入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合(2回目以降のビデオ通話含む)に算定させていただきます。

退院支援指導加算

※ 厚生労働大臣が定める疾病の方等に対し、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます。

※ 長時間訪問看護加算対象者かつ複数回訪問の合計時間が90分を超えた場合に算定させていただきます。

特別管理指導加算

※ 特別管理加算算定対象者に退院時共同指導を行った場合に算定させていただきます。

訪問看護情報提供療養費

※ 以下該当した場合に算定させていただきます

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様又は18歳未満の児童のうち、当該市町村等や指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の求めに応じて情報を提供した場合
2. 厚生労働大臣が定める疾病等の18歳未満の児童の利用者様のうち、当該保育所等、義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校に、入学時、転学時等により初めて在籍することとなる月、医療的ケアの実施方法を変更した月に1回情報を提供した場合。
3. 保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者様について情報を提供した場合

緊急訪問看護加算

※ 在宅療養支援病院の主治医の指示で緊急訪問を行った場合に算定させていただきます。

長時間精神科訪問看護加算

※ 厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、週1日に限り算定させていただきます。別に厚生労働大臣が定める者(15歳未満の超重症児又は準超重症児・特別な管理を必要とする15歳未満の小児)は週3日に限り算定させていただきます。

複数名精神科訪問看護加算

※ 当ステーションの看護師の他に、同時に看護師・作業療法士等と訪問看護を行った場合に算定させていただきます。

在宅患者連携指導加算

※ 医療機関職種間で文書など共有の診療情報を基に指導を行った場合に月1回に限り算定させていただきます。

訪問看護医療DX 情報活用加算

※ オンライン資格確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し当該情報を活用した場合。

訪問看護医療情報連携加算

他の医療機関の関係職種がICTを用いて記録した利用者に係る診療情報を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。

訪問看護遠隔診療補助料

情報通信機器を用いた診療に際し、当該保険医療機関の看護師等が行う指定訪問看護・指導又は当該保険医療機関と連携している訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護計画に基づいて行う指定訪問看護以外の場面で、在宅で療養を行っている又は緊急に診療を要する患者であって通院が困難なものに看護師等が同席の下で診療を行う必要があると判断した場合に、利用者の同意を得て、看護師等が自宅を訪問し、診療情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合に、月に1回に限り算定する。

訪問看護物価対応料1

訪問看護療養費に上乗せして算定できる「物価高騰対策の加算」となります。

訪問看護物価対応料1 訪問看護療養費を算定している利用者1人につき所定額を算定します。

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・(Ⅱ)

※ 訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

※ 医療機関の求めにより関係職種とカンファレンスに参加し指導を行った場合、月2回に限り算定させていただきます。

専門性の高い看護師による同行訪問

※ 他事業所の専門性の高い看護師による同行訪問を受けた際に月1回算定させていただきます。

ターミナルケア療養費

- ※ 1. 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行い(退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む)、ご自宅でお看取りをさせて頂いた場合に算定させていただきます。
(死亡診断を目的に医療機関へ搬送し24時間以内に亡くなられた場合も含みます)
2. 特別養護老人ホーム等で看取りの介護加算を算定している場合に算定させていただきます。